

中国海警の尖閣上空領空侵犯と日本の対応



(南シナ海サンディー礁での中国海警のフィリピンへの対応を宣伝する中国報道 出典：CCTV新聞20250523)

2025. 5. 30

国家基本問題研究所 総合安全保障プロジェクト
企画委員 岩田清文
研究員 中川真紀

※ 本書の無断転載、複写、複製を禁じます。
衛星画像は著作権の関係上Maxar社の画像使用は別途申請が必要、またMGProの画像は申請不可・転載禁止です。

項 目

- 1 領空侵犯の概要
- 2 近年の中国海警の動向
- 3 日本政府の対応
- 4 今後採るべき対応

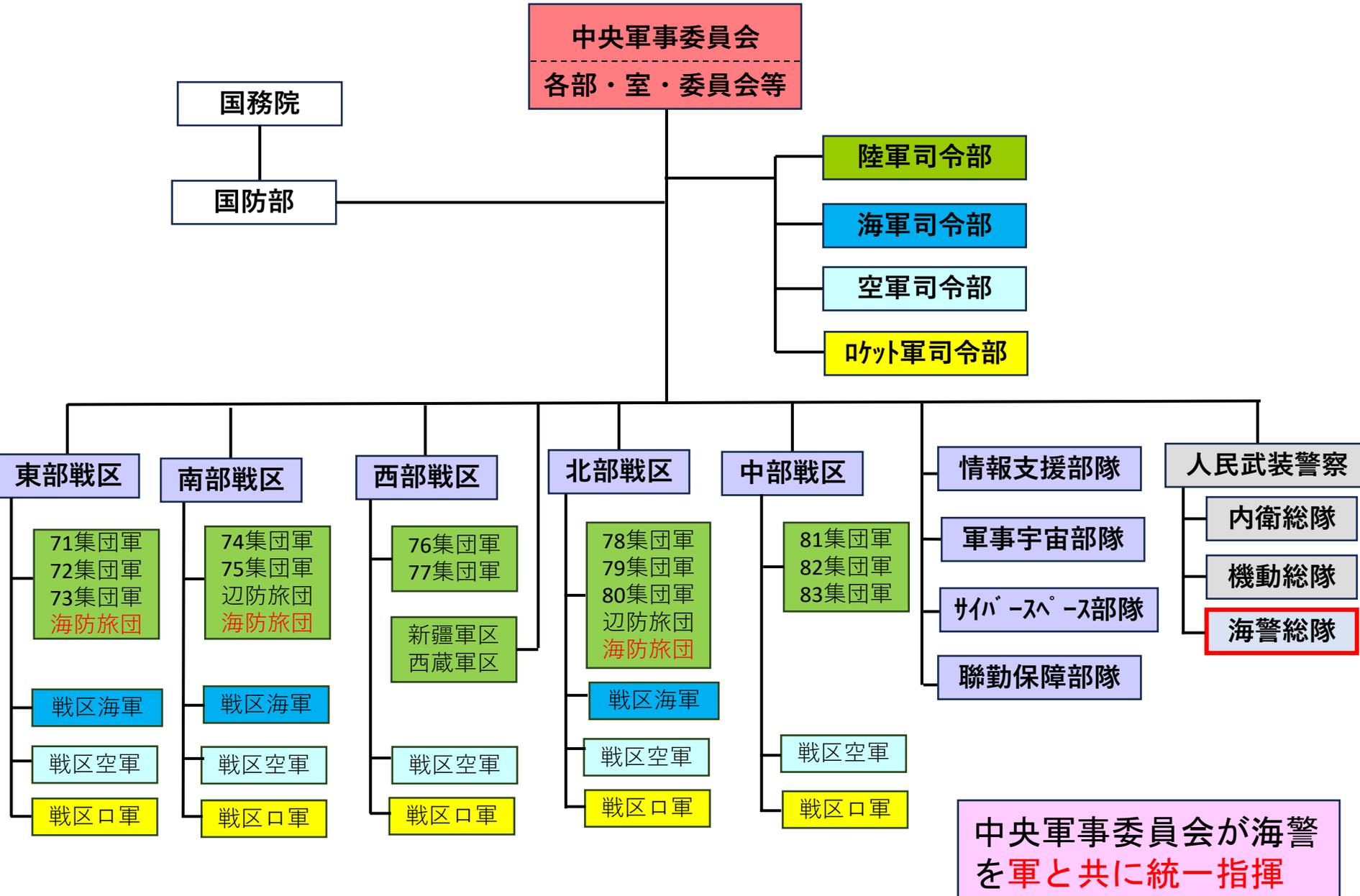
1 領空侵犯の概要

(1) 中国海警総隊の概要

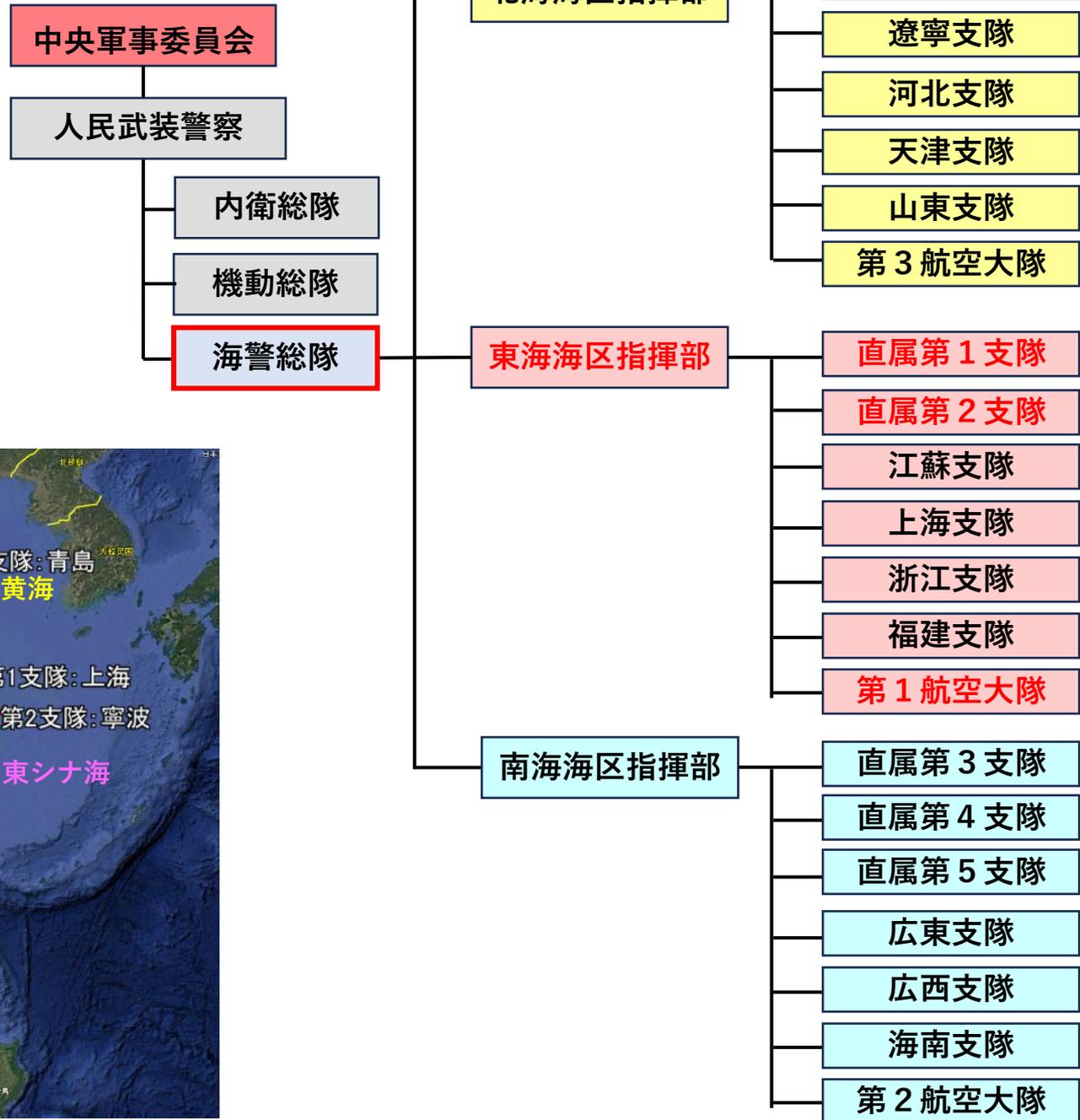
(2) 領空侵犯の概要

中国人民解放軍・人民武装警察の編成

注：各種報道を基に筆者が作成



海警総隊の編成



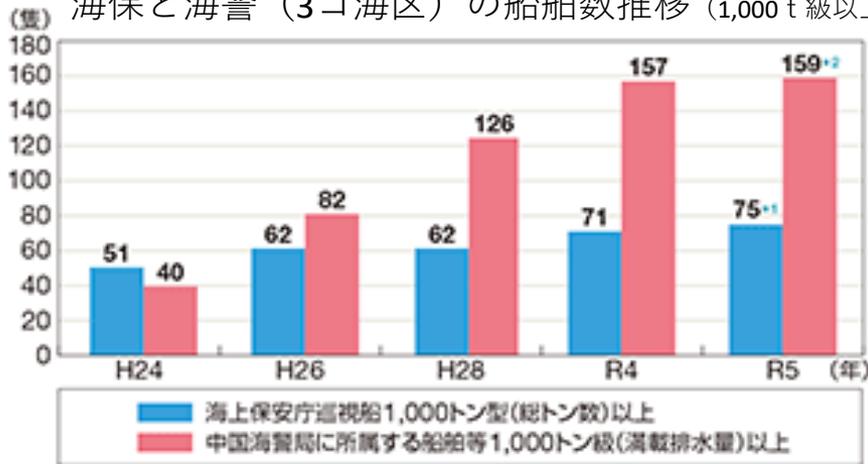
尖閣担当支隊

直属支隊配置図



海警総隊の装備

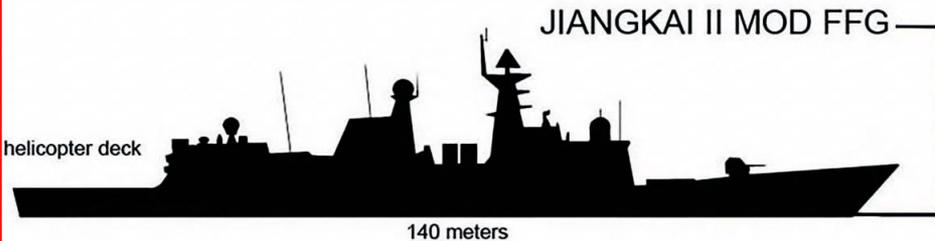
海保と海警（3コ海区）の船舶数推移（1,000 t 級以上）



*1 令和5年度末の隻数
*2 令和5年12月末現在の隻数 公開情報を基に推定(今後、変動の可能性あり)

(出典：海上保安レポート2024)

【参考】ジャンカイII改フリゲート艦

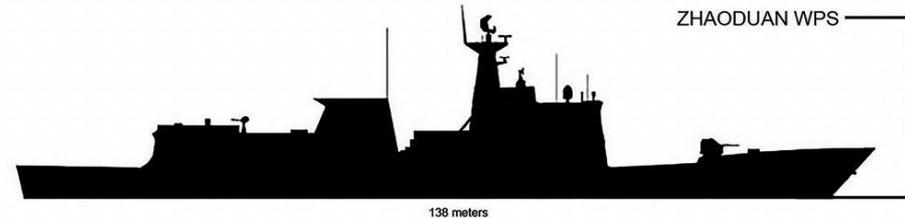


海軍艦艇仕様・改造の76mm砲搭載巡視船

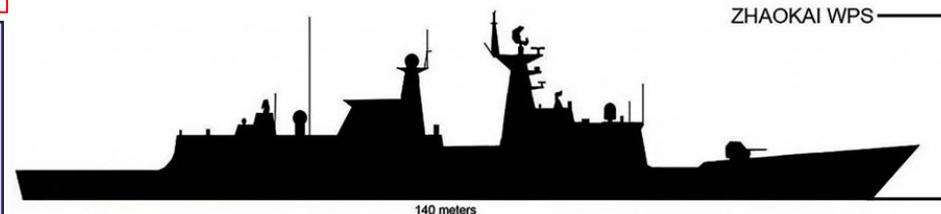
海軍コルベット艦改造巡視船（1000t級）



海軍フリゲート艦仕様巡視船（3000t級）



海軍フリゲート艦仕様巡視船（最新型3000t級）



(出典：Office of Naval Intelligence CCG2024)

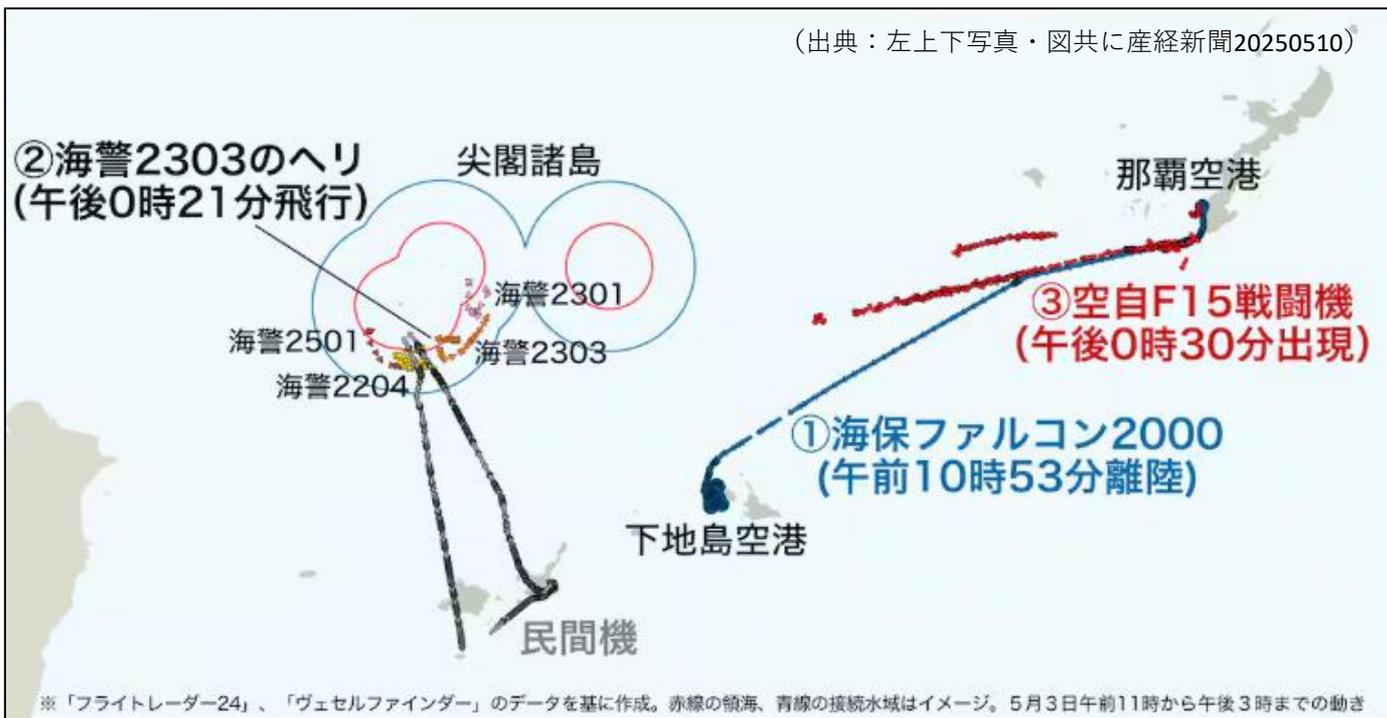
- 東海海区隻数のみでは海保とほぼ同水準も近年、海軍仕様の巡視船を配備
- ダメージコントロール・対水上対空レーダー・火器管制レーダー・防空システム等が通常の巡視船より強化

領空侵犯の概要

防衛省発表 (5/3)

5月3日12時21分頃から36分頃にかけて、尖閣諸島周辺の我が国領海に侵入した中国海警船（2303）から発艦したヘリが飛行していることを、海保巡視船が確認。空自南西航空方面隊戦闘機を緊急発進・対応

侵犯した海警ヘリH425型



飛行した民間機ボナンザ(JA3815)



【参考】海保MAJファルコン2000

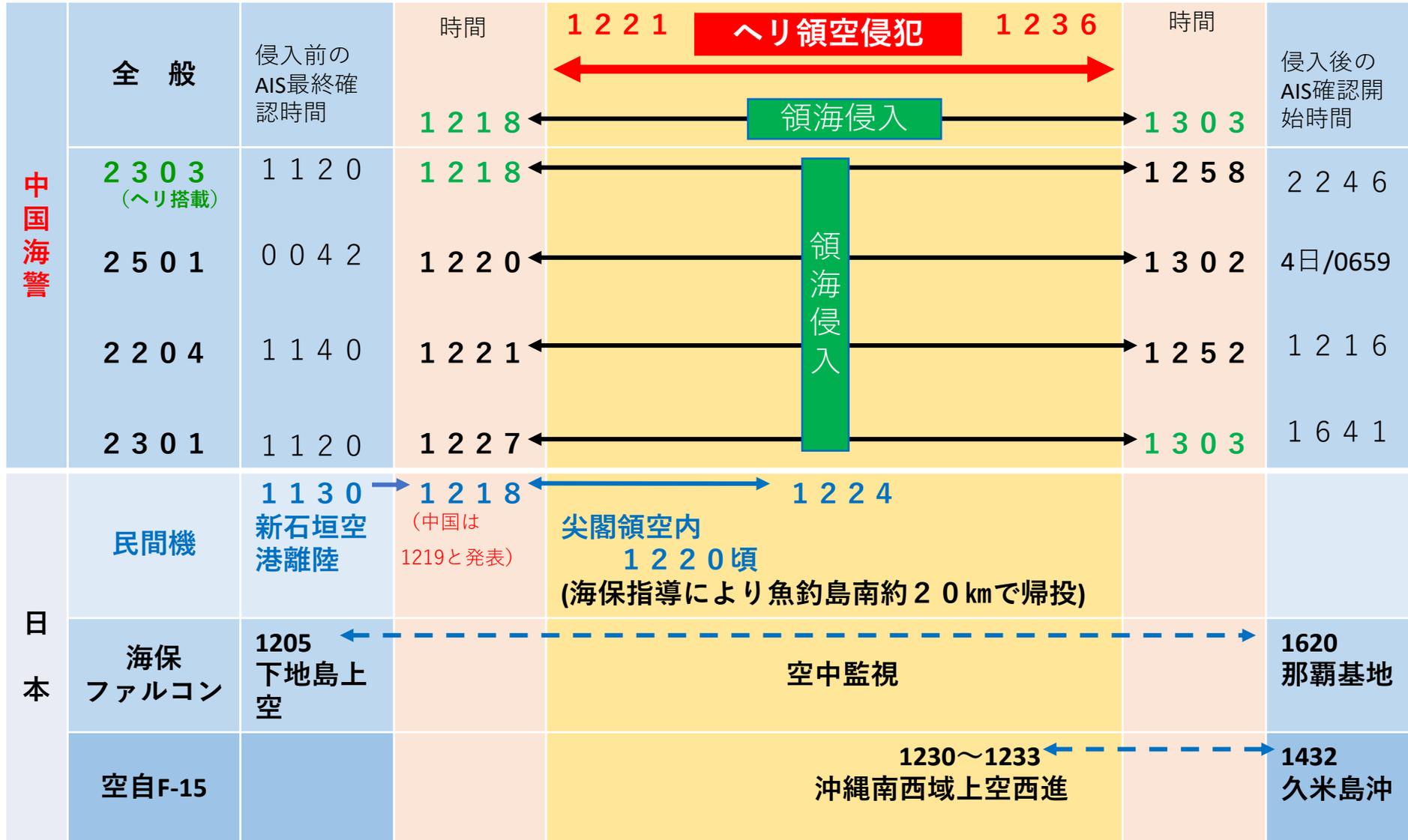


【参考】空自 F-15



時間的推移

(資料源：防衛省・海上保安庁説明資料20250509、産経新聞報道等に基づき取り纏め)

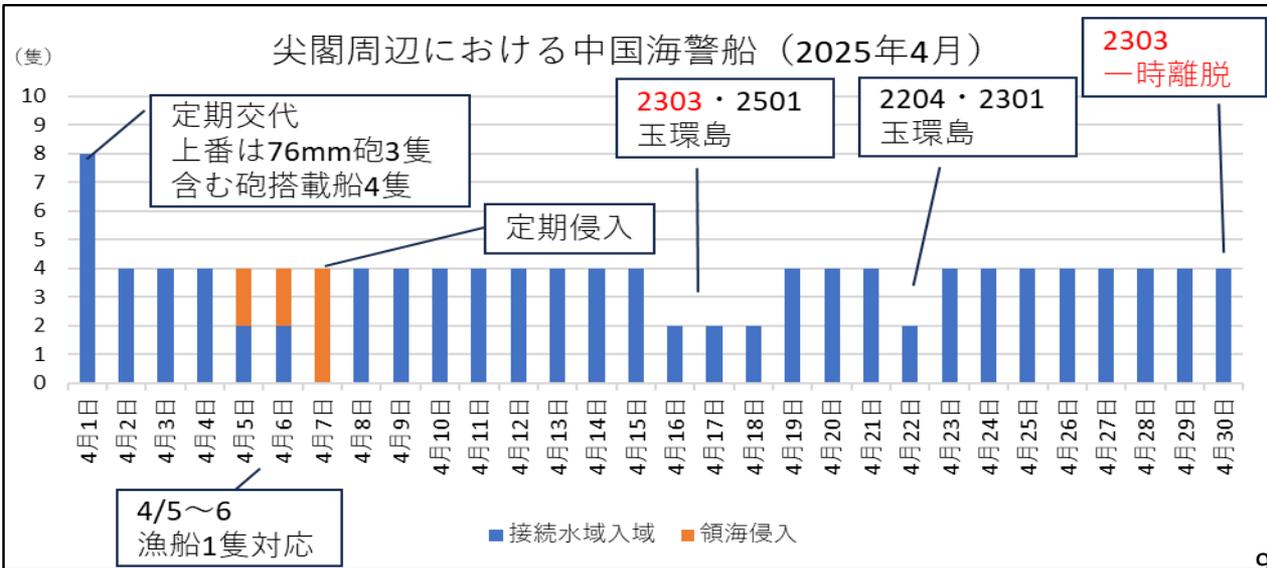
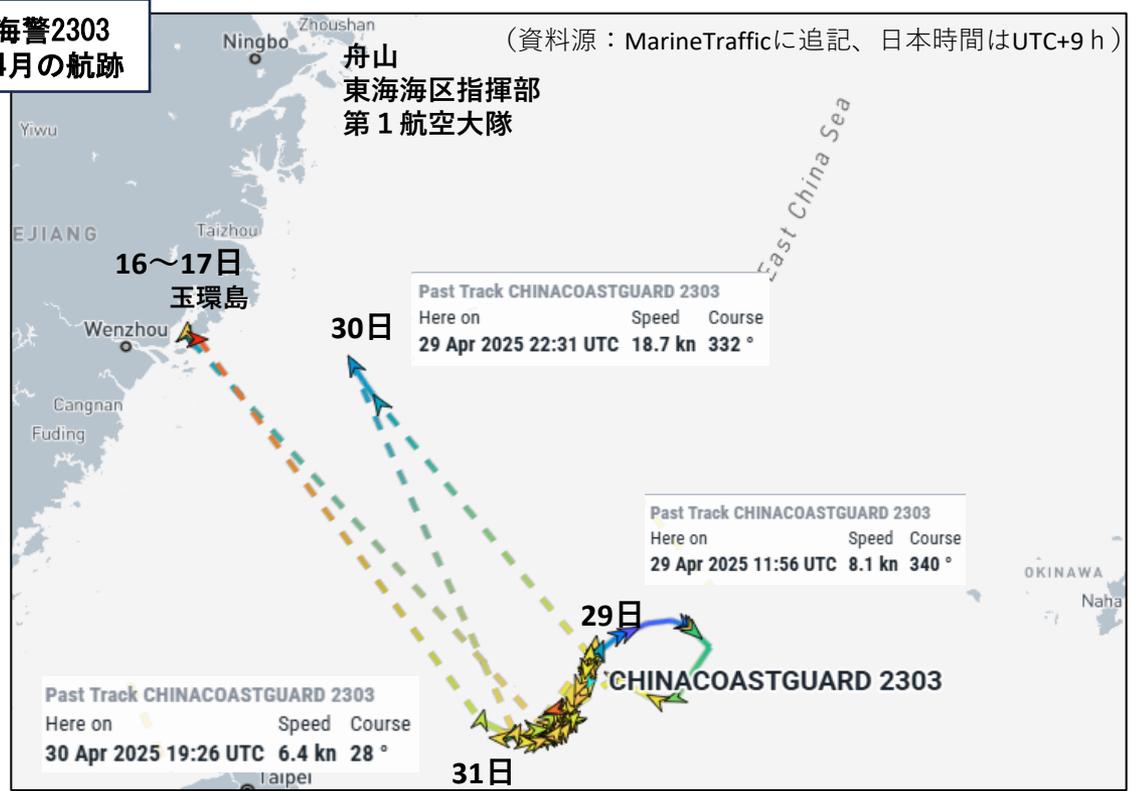


海警編隊は民間機の航跡を把握し、領空到達後直ちに侵犯できるよう準備

へり搭載船海警2303の動向

- 約1か月の尖閣上番中、玉環島での補給整備は2隻ずつ通常1回
- 海警2303の2回目の離脱は異例であり、舟山へ帰港した可能性
 - ⇒ へりの搭載又はへり既搭載の場合は整備や調整の為に一時帰港し、飛行準備をした可能性
 - ⇒ 日本民間機のフライトプランを事前に把握、これを利用し尖閣空中パトロール実施までラダーを上げる決心をした可能性

海警2303 4月の航跡



中国側の主張

注：中国側の発言については「釣魚島」は原文ママ
日時は日本時間に変更

海警局報道官談話 (5/3 1940)

- 5月3日、中国海警局船舶が法律に基づき釣魚島海域で定期パトロール中、**日本の民間機が12時19分に釣魚島領空を侵犯、12時24分に離脱した事を確認**
- 中国海警局船舶は直ちに法律に基づいて必要な取締措置を講じ、艦載ヘリコプターを発進させて警告駆逐
- 日本に対し、一切の違法行為を直ちに停止するよう促す

外交部アジア司長の在中国日本大使館首席公使への申し入れ (5/4 1601)

- **日本右翼の操縦する民間機の釣魚島領空侵犯**に対し、厳正な申し入れ
- 日本に対し、直ちに不法な侵害行為を停止し、類似事件の再発防止措置を確実に講じるよう促す

国防部報道官記者対応 (5/4 1713)

- 日本側の発言は善悪を混同しており無責任
- 日本の**民間機が釣魚島の領空を侵犯**し、中国の領土主権を著しく侵害
- 中国海警が必要な取締りを行い警告駆逐したのは完全に正当かつ合法
- 日本に対し、自国民の活動を厳格に取締り、釣魚島の海空域の状況を複雑にする挑発行動を停止し、不安定不安全な要素の生起を回避し、中日関係発展の大局に影響を与えないよう要求

- 今次領空侵犯を、**尖閣領有権保持**による対応と中国の**法的正当性**を主張
- 日本が中国の領空侵犯のきっかけを与えたとの**対日認知戦**を展開

2 近年の海警総隊の動向

(1) 全般動向

(2) 尖閣への対応

- 2024年6/15、「海警機構行政法執行手続規定」施行
(原文：海警机构行政执法程序规定)

第257条

以下に列挙する**出入国管理違反の嫌疑を受けた外国人**は、現場或いはその後の尋問で嫌疑が晴れない場合、更に調査を進めねばならず、海警機構責任者の批准を経て、**拘留審査**を実施できる。

- (1) **不法に出入国**した嫌疑
- (2) 他人の不法な出入国に**協力**した嫌疑
- (3) 不法居留・**不法就業**の嫌疑
- (4) **国家の安全と利益に危害**を加え、社会の公共秩序を破壊、その他の違法犯罪活動の嫌疑

拘留審査の実施には、拘留審査決定書を提示し、24時間以内に尋問を行わなければならない。拘留審査期間は**30日**を超えてはならず、事件が複雑で一級上の海警機構の批准を経た場合は**60日まで延長**できる

尖閣諸島周辺海域で活動する**日本漁船・調査船**に加え、船主や同乗者等も**協力者**として**拘留する法的根拠**を整備

全般動向：ヘリ運用

- 2024年7～9月、北海海区直属第6支隊の海警船2隻が北太平洋公海漁業法執行パトロールを実施
- 今回は初めて公海上でヘリによる法執行活動を実施。45日間で監視した漁船73隻、臨検18隻、ヘリの法執行飛行12回

北太平洋公海漁業法執行パトロールの状況



(出典：中国海警公式SNS20240909)

- 巡視船からの離発着によるヘリパトロールを開始
- 本土から離れた海上の広域に迅速に進出・監視等できる能力を整備

全般動向：遠海共同訓練

- 2024年9～10月、東海海区直属**第2支隊**の海警船2隻が、ピョートル大帝湾で**中露海警共同演習**及び**共同パトロール**を実施
- 中国海警として**初めて北極海**にも進出。海警の遠洋航海範囲を拡大し、未習熟地における任務遂行能力を検証

出港する海警2303



(出典：中国海警局20240913)

共同訓練する中露ヘリ



(出典：中国海警局20240918)

東シナ海・尖閣を担当する**第2支隊**のヘリ運用・長期航海能力を向上

全般動向：新装備等の訓練（北海）

- 3月、北海海区直属第6支隊の巡視船8隻及びヘリコプター2機が黄海で5日間の法執行演習を実施
- 隊員の携帯する**新型端末**では30カ所内の全動態が掌握可能で、霧等悪天候でも活動が可能



(出典：全て微博 央视军事20250328)

執銃した海警隊員がヘリからリペリングにより対象船舶に着艦、潜水による物資の回収等の状況が確認

⇒ **艦載ヘリから武装隊員を地上へ着陸させる能力を保持**

全般動向：新装備等の訓練（東海）

- 3月、東海海区直属**第2支隊**が、東シナ海で5日間に渡り高強度専門訓練を実施。
編隊隊形変換・落水人員救助・**補給訓練**等を実施
- 目標海域の海象気象と任務の特性を踏まえ、**新装備**の性能と応急対処能力を検証

訓練の報道映像 上左：編隊航行、上右：人員救助、下左右共：縦曳き給油



(出典：全て
微博 央视军
事20250325)

- 詳細は不明も、尖閣担当支隊が**新たな装備**を訓練により戦力化
- 1万t級2901からの補給により、**無帰港で封鎖・パトロール等任務継続長期化**が可能

全般動向：新装備等の訓練（南海）

- 4月、直属第3支隊のFF仕様最新艦（ZHAOKAI級）巡視船が訓練実施
- 高速艇3隻を搭載、両舷と船尾から着水させ、取締り訓練



（出典：全て海警公式SNS20250429）

船尾のスリップウェイから迅速に高速艇を着水させ、取り締まる能力が向上

全般動向：軍から海警部隊への改編

2019年、楊学生は広東珠海**人民解放軍31644部隊311旅団**に入隊し、珠海海岸防衛任務に従事
(資料源：某党委宣传部20220912)



2024年7月、珠海斗門区の党・政府は**武警31644部隊**等を慰問
(資料源：珠海市斗門区退役軍人事務局20240801)

2024年11月、**31645部隊** (311旅団舟艇大隊の可能性) 隊員が**陸軍**の制服で報道
(資料源：珠海市就業創業協会20241114)

2024年8月、涠洲島旅行区の党書記等が**海警31644部隊第20分隊**等を慰問
(資料源：涠洲島旅行区管理委員会20240801)



8個海防旅団のうち、**1個旅団** (少なくとも舟艇大隊を除く) が**海警**に2024年までに改編

- ⇒○ 上陸用舟艇は陸軍に残留し、着上陸任務
- **軍**として訓練を受けていた部隊が**海警**となり法執行任務に従事

尖閣への対応：能力強化指示

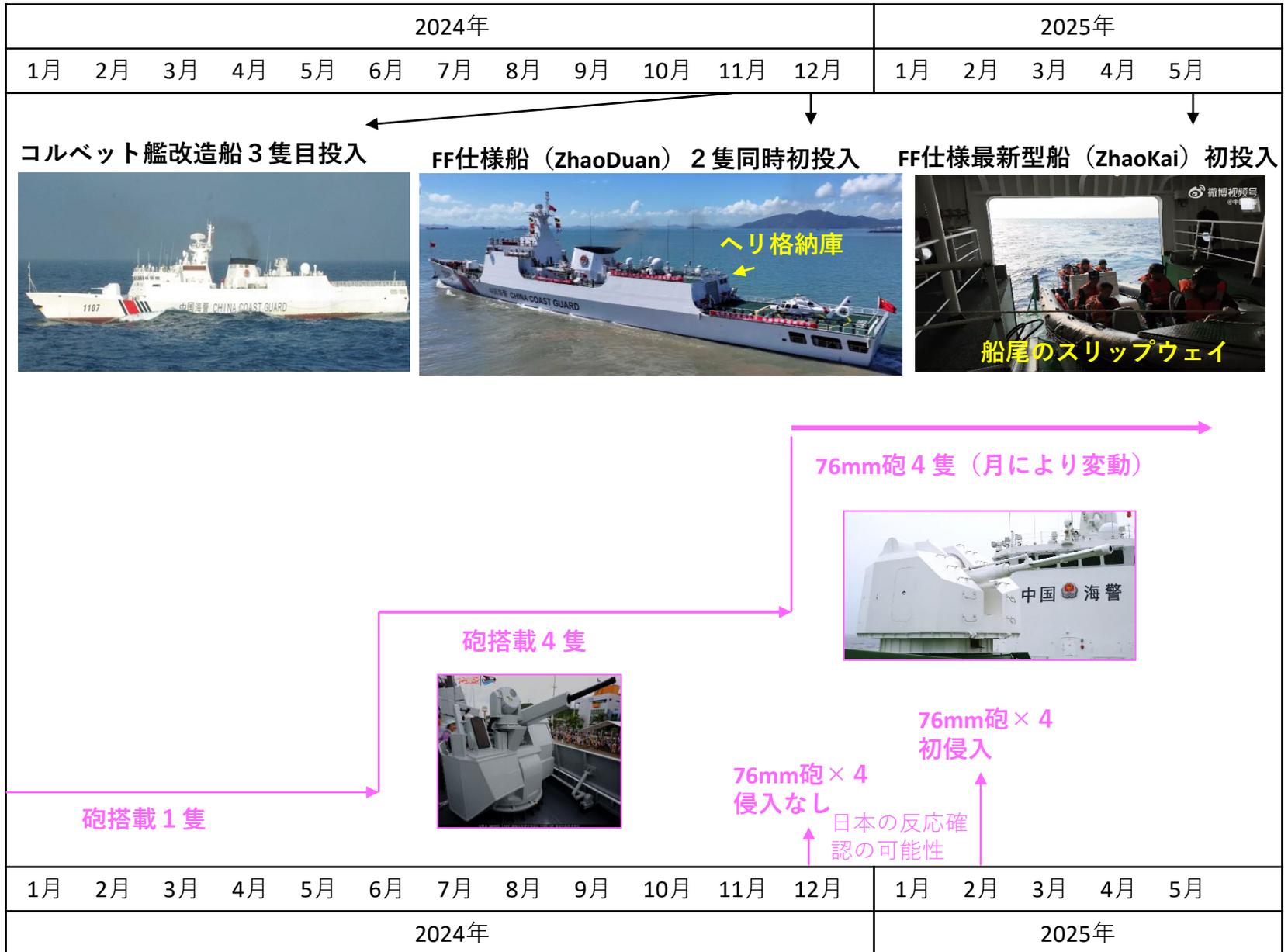
- 2023年11/29、**習近平**中央軍委主席が海警**東海海区**指揮部を視察
- 「海警部隊の整備・運用・特性等を把握し、**海上権益保護法執行能力を向上させよ**」と指示
- 日中中間線及び尖閣周辺海域で任務に従事する**海警2コ編隊**をリモート視察



(資料源：共にCCTV「新闻联播」20231201に加筆)

2023年末以降、海警東海海区の**能力向上**は日中中間線及び尖閣周辺海域における**日本船舶等を主対象**として実施せよとの**最高指揮官からの指示**と同様

尖閣への対応：装 備



(写真出典：海警公式SNS、中国海警局、八重山日報)

尖閣への対応：訓練

- 2025年から海警の訓練報道が急激に増加
- **第2支隊は東シナ海で新たな理念・思考・方法**で新年度の法執行訓練を開始

3月に報道
された訓練



(出典：上下共、央視新聞20250309)



【参考】魚釣島



- 島嶼周辺海域においてボートを航行させており、**尖閣諸島に類似した地形**において、ボート使用を想定した訓練を実施
- 2025年からは「**新たな思考・方法**」で訓練と表明しており、尖閣周辺海域を航行する海警編隊が、**烈度を上げた新たな手法を訓練**している可能性

尖閣への対応：運用～台湾有事

- 2024年12/6～12頃、台湾侵攻を想定した統合訓練
- 12/6に第1支隊4隻が領海侵入、これを増援するような形で第2支隊の76mm砲搭載船4隻が尖閣まで航行

舟山市 12/1母港出港 (第2支隊76mm砲4隻)

2204
2303
2305
2501

12/2～3 海上訓練及び玉環基地へ移動の可能性 (3日AIS未確認)

12/4～5 玉環基地で調整・整備等

12/6 南下、接続水域入域

2303
2501
2204
2305

1405
1305
1303
1107

魚釣島 12/6領海侵入 (第1支隊76mm砲1隻、30mm砲3隻)

台湾侵攻時、尖閣へ76mm砲を搭載した強力な海警編隊4隻を増援させる想定で演練した可能性

尖閣への対応：運用～日本漁船等への対応

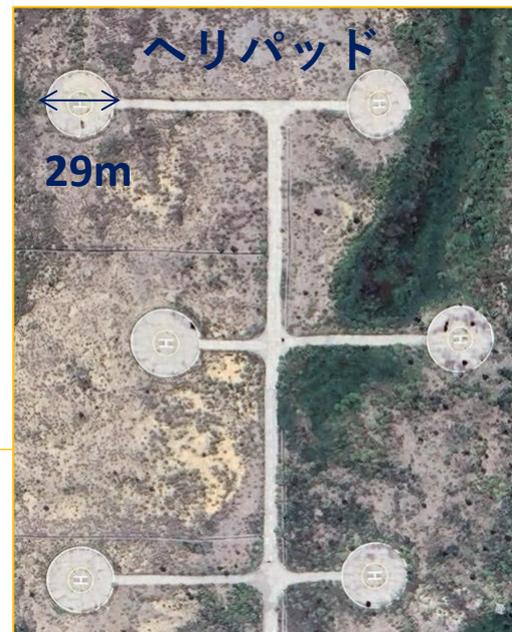
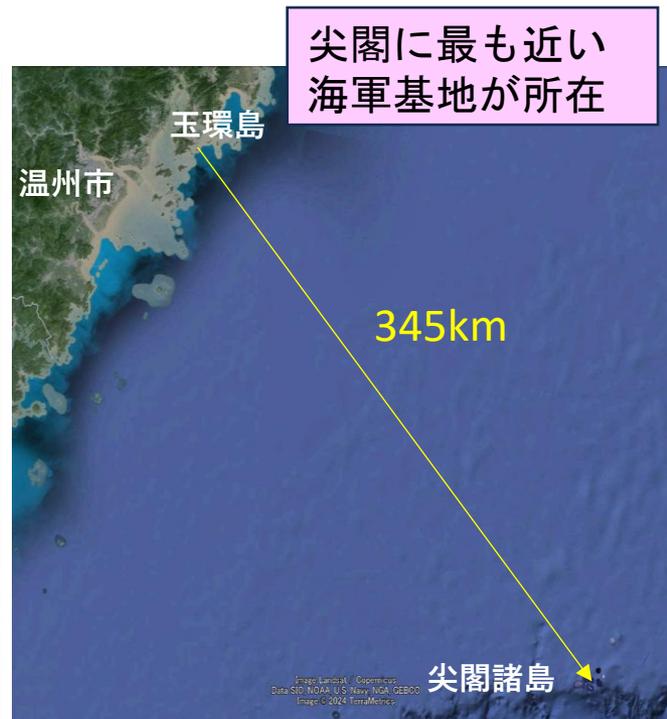
- 3/21～24、日本漁船4隻が尖閣領海内で操業
対応した海警の領海侵入が92時間過去最長
- 3/22～24、尖閣領海内で日本漁船に対応する海警4隻に加え、**接続水域外側1～4カ所の位置で海警4隻が活動**



- 日本漁船への対応が長期化または漁船及び海保巡視船の隻数が増加等した場合に、増援できるよう、**予め尖閣接続水域外側に配備**
- 状況に応じて**迅速に尖閣周辺に集結、8隻態勢**を保持できるよう運用されている可能性

注：水色円は魚釣島・久場島中心から24カ所を示す
海警船の位置は最接近した位置を表示
円内には直属第1支隊の海警船4隻が所在
(資料源：Marine Trafficを取り纏め)

尖閣への対応：後方支援～玉環島の整備



東海海区海警基地の整備

2022年9月
(新設は2021年1月との比較)

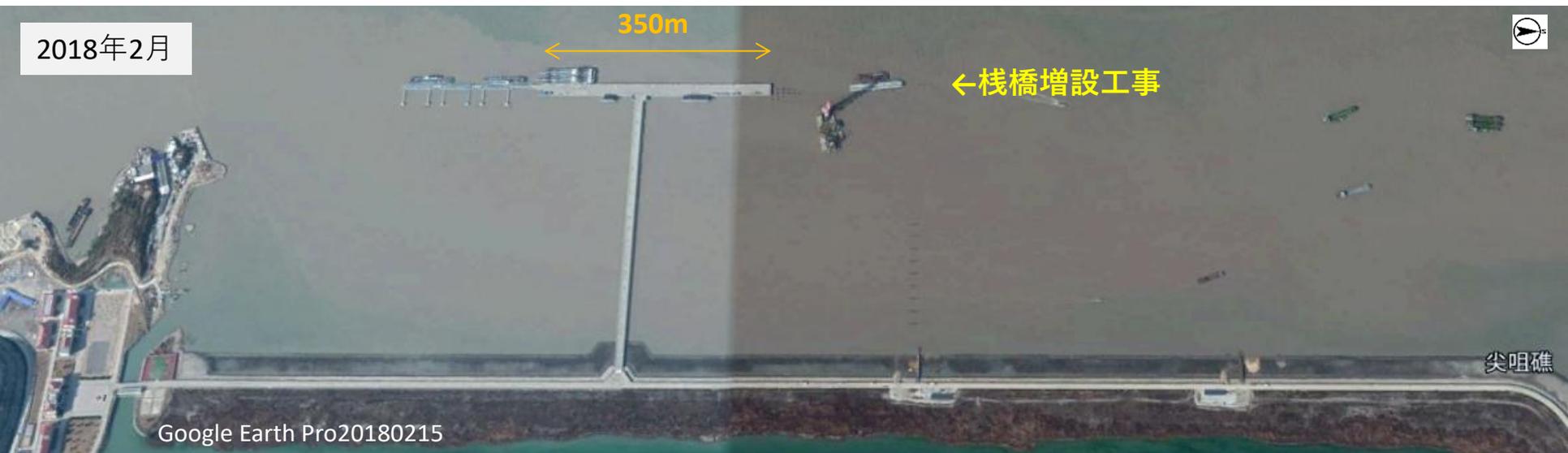


2025年4月



東部戦区海軍基地の整備

2018年2月



2025年3月



海軍の棧橋を増設、接岸能力が約5倍に向上、海警も利用

海警による海軍基地の利用

2025年3月16日

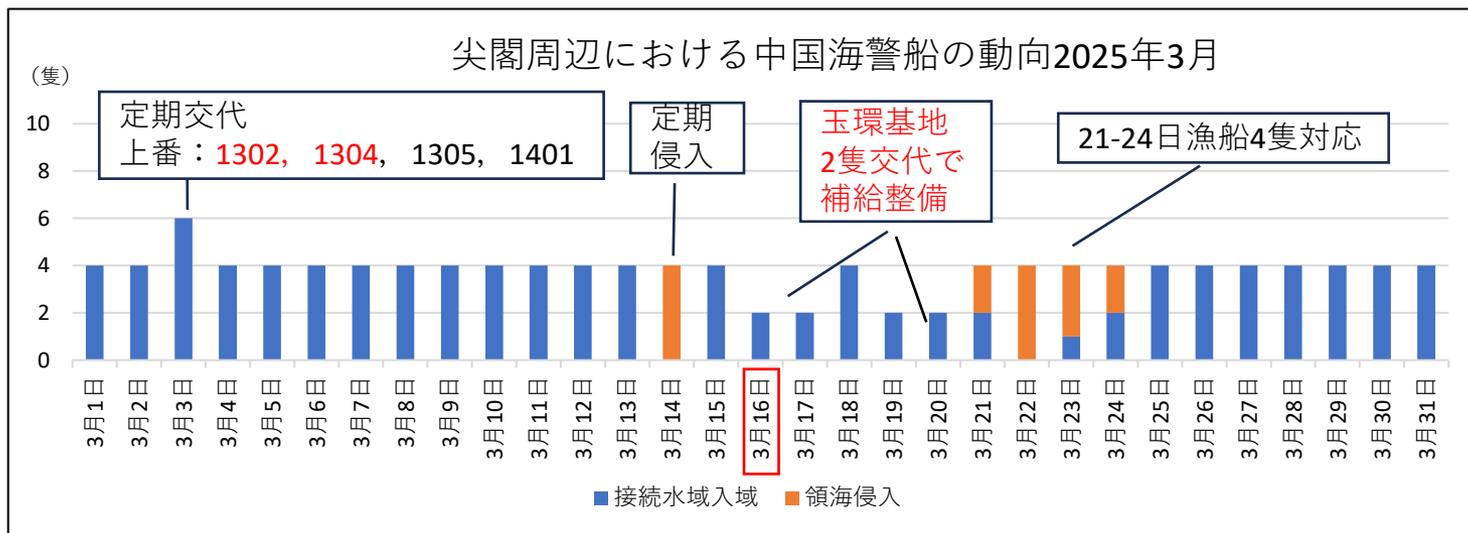


海警1302

海警1304

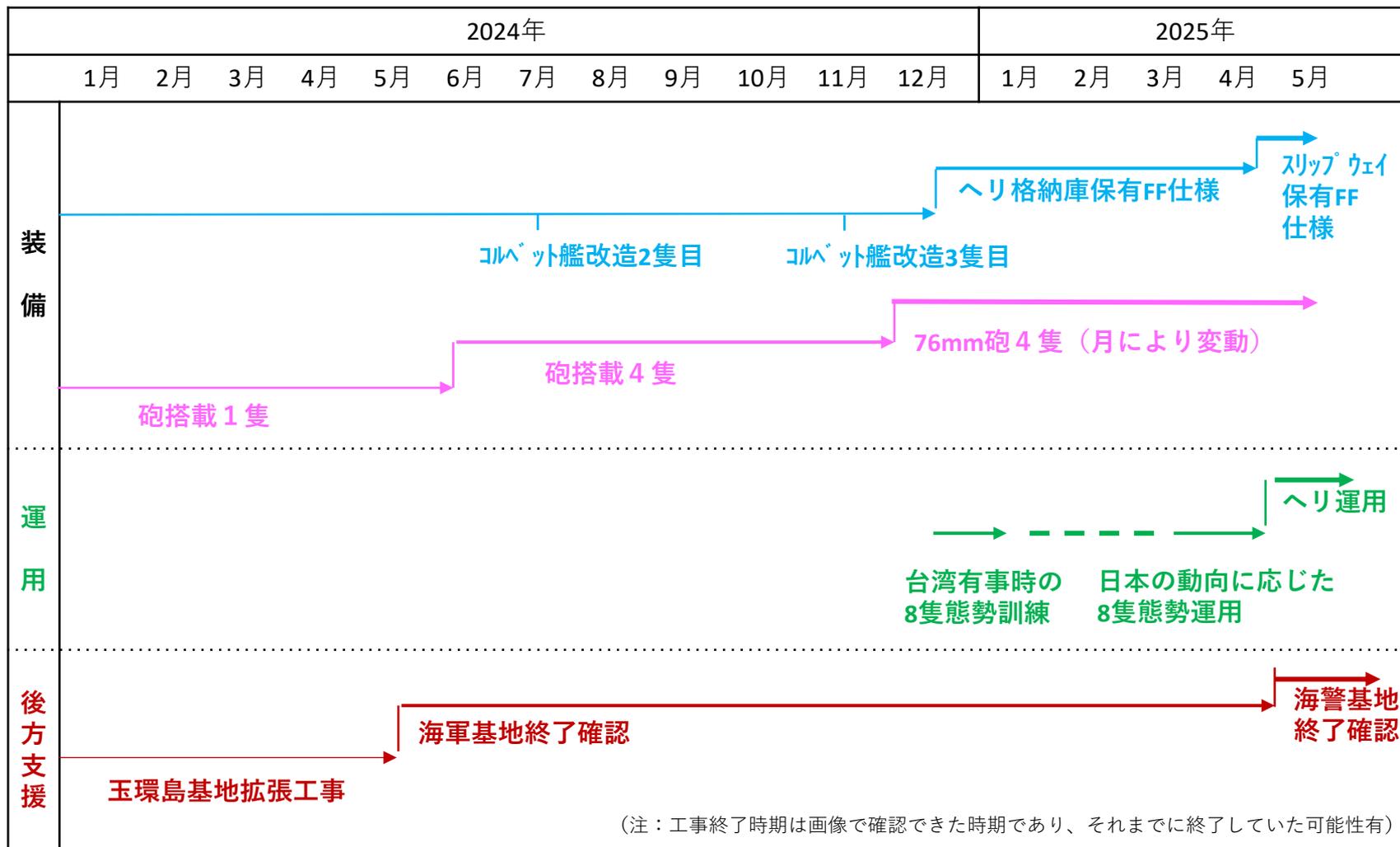
尖閣任務の海警船が海軍基地を利用し補給整備

Google Earth Pro20250316



尖閣に最も近いの海軍・海警基地能力を大幅に増強、後方支援体制を確立

尖閣への対応：まとめ



各機能を整備し尖閣対応能力を総合的に強化

1 海警ヘリによる領空侵犯

- 中国が**領有権保持**により、日本の領空侵犯へ対応をしたとの、**法的正当性**を示した領空侵犯
- **対台湾任務が最優先**の為、現時点では**自ら**尖閣周辺で衝突に発展する事象は避けているものの、日本の**動向の変化には対応**。更にこれを利用し、**エスカレーションラダーを一段上昇**
- 同時に日本が行動を起した事により緊張が高まったとの**対日認知戦**を展開

2 尖閣への対応

- **習近平の指示**に従い、尖閣を対象とした**装備・訓練・運用・後方支援体制**等を**急速**に整備
- 日本の尖閣への**様々な対応を想定**し、**装備・訓練共に強化**。**日本の反応を見つつ**、かつ**利用**し尖閣編隊の巡視船の能力や対応の**烈度を逐次上昇**

3 今後の見通し

- 海警の能力は軍に益々近接。台湾有事を見据え、法執行パトロールに必要な**警察力以上の戦力を徐々に保持**
- 海警ヘリ（有人・無人機）による日本船舶への対応開始等、**領空侵犯の常態化の可能性**

3 日本政府の対応

5月3日

✓ 外交ルートを通じた抗議と再発防止要請

【東京】外務事務次官

⇒駐日大使

外務省アジア大洋州局長 (外務省内)

⇒在京大次席公使代理

(外務省5月3日)

5月9日

✓ 自民党外交部会・国防部会・外交調査会・安全保障調査会合同会議

【中曽根弘文外交調査会長】

「そのうち、ドローンやヘリが尖閣諸島に着陸しないとは限らない」との懸念

「(中国政府に対し)『遺憾である』とか、『嚴重に抗議』だけでは済まない」

【木原稔安全保障調査会長】

「高度も速度も飛行コストも異なる中、対領空侵犯をどのように考えていくか」との問題提起

「我が国も無人機等による対領空侵犯措置を本格的に検討に入るべきではないのか」

(FNNプライムオンライン5月8日)

✓ 岩屋毅外務大臣記者会見(5月13日※)

「航行の安全を図る目的で、関係省庁から運航者に安全性を考慮すべきだと伝えた」と述べ、尖閣の領有権を主張する中国を過度に刺激しないよう飛行の自粛を求めていることを明らかにした。

(共同通信5月13日)

✓ 石破茂総理大臣としての見解は表明されず

※【共同通信 阪口記者】

「なぜ自制を求める必要があったのか？」

「今後も同様の飛行が計画された際には、同様の対応を求めるのか？」

【岩屋外務大臣】

「その飛行目的が遊覧飛行である点も踏まえまして、不測の事態を防ぐ観点から、当該機の航行の安全を図るという目的で、・・・」

「緊張感を持って関係省庁と連携して情報収集に努めるとともに、尖閣諸島周辺の警戒監視に万全を尽くしてまいりたいと思います」

- ・日本政府として尖閣諸島は航行の安全を確保できない危険空域とみなしているのか？
- ・果たして、日本が主権を保持していると言えるのか？
- ・今後の対応の具体策が示されていない。

4 今後とるべき対応

前提認識

- ✓中国は、日本の動きに対し意図的、計画的に領空侵犯した。
- ✓中国は、いずれ上陸・占拠する意志を持って着実に能力を向上し続けている。
- ✓日本の対応の現状は、中国の認知戦に陥っている可能性がある。
- ✓このため、日本として尖閣諸島の主権を守る意志と能力を、中国に対し明確に示し、有効支配を確実にすることが重要である。

- (1) 政府による有効支配の確実な確保のための行動
- (2) 航空自衛隊による対応能力の向上
- (3) 海上保安庁による対応能力の向上
- (4) 中国の認知戦への対応力強化

(1)ア 政府による有効支配の確実な確保のための行動

✓ 中国に対し尖閣の領有が可能と思わせない日本の意志を、
総理自ら示すべき。

- ・断固として尖閣を我が国の領土として守り抜く、日本国家としての意志を中国に対し、そして日本国民に対しても示すべき。
- ・中国ではなく、日本政府自ら日本人に対し自制を求めるという姿勢こそが、現状の問題を招いてきたと認識すべき。

※前提認識

有効に支配する手段として、尖閣に自衛隊あるいは政府機関を常駐させる案もあるが、現状はその政治的・軍事的な機会ではなく、台湾有事生起の段階等においての案として保有すべきと考える。

(1)イ 政府による有効支配の確実な確保のための行動

✓久場島(私有地)、大正島(国有地)における日米共同訓練を実施

する。(国基研企画委員 織田元空将提唱 産経新聞正論5月28日)

- ・両島は米軍射爆撃訓練場(日米地位協定)であり、1979年以前までは訓練を実施
- ・日米地位協定を改定して日米共同訓練施設とし、空自戦闘機の射爆撃訓練を実施

することにより、
有効支配の事実化を図る。

海上保安レポート2024年版



(2) 航空自衛隊による対応能力の向上

- ・下地島空港に空自基地を開設し、対応の時間的問題を軽減する。屋良覚書、西銘確認書(※)の取り扱いを含め、必要な調整を沖縄県と粘り強く実施すべき。

⇒ 下地島空港の管理・管轄権を国に移管

※屋良覚書(1971年)

- ◇米統治下の1969年に琉球政府がパイロット訓練空港を誘致し、本土復帰前年の71年に屋良朝苗(やら・ちようびょう)行政主席が日本政府と交わした文書。
- ◇沖縄戦の経験から平和団体などが「軍事基地だ」と反対運動を展開し、土地を購入する琉球政府が地元配慮して締結した。

◇内容

- ①下地島飛行場は、琉球政府が所有および管理を行い、使用方法は管理者である琉球政府が決定する
- ②日本国運輸省は航空訓練と民間航空以外に使用する目的はなく、これ以外の目的に使用することを琉球政府に命令するいかなる法令上の根拠も持たない
- ③ただし、緊急時や万が一の事態のときはその限りでない

※西銘確認書(1979年)

- ◇当時知事だった西銘順治氏が下地島空港の運営方針について政府に確認したもの。

◇内容

「人命救助、緊急避難等特にやむを得ない事情のある場合を除いて、民間航空機に使用させる」との確認
運輸省の回答は、「下地島空港の運営方針は、第一義的には設置管理者たる沖縄県が決める問題」

(3) 海上保安庁による対応能力の向上

- ・ 対領空侵犯措置の任務・権限・能力を海保に付与
- ・ 対上陸阻止能力の付与

✓ **中国の領空侵犯、上陸を可能とさせない、能力を保有すべき。**

- ・ 那覇から飛び立つ空自戦闘機は、時間的、高度・速度的、及び飛行コスト的にも領空侵犯対応に適切な措置ではない。
- ・ そもそも法執行機関(海警)には法執行機関(海保)が対応すべき。
- ・ 対領空侵犯措置を海保にも付与すべき。

このため、必要な法的改正、及び無人機運用も含め必要な能力を付与すべき。

海上保安庁法第25条

この法律のいかなる規定も海上保安庁又はその職員が軍隊として組織され、訓練され、又は軍隊の機能を営むことを認めるものとこれを解釈してはならない。

- ・ 中国海警の上陸能力向上に対応し得る阻止能力(部隊・装備)を海保に付与すべき。

(4) 中国の認知戦への対応力強化

- ・尖閣諸島等、中国が仕掛け続ける認知戦に対し、日本として主導的かつ有効な認知戦を実行できる体制を強化すべき。

国家安全保障戦略（令和4年12月）

2 戦略的なアプローチとそれを構成する主な方策

- (4) 我が国を全方位でシームレスに守るための取組の強化
オ 我が国の安全保障のための情報に関する能力の強化

偽情報等の拡散を含め、認知領域における情報戦への対応能力を強化する。その観点から、外国による偽情報等に関する情報の集約・分析、対外発信の強化、政府外の機関との連携の強化等のための新たな体制を政府内に整備する。さらに、戦略的コミュニケーションを関係省庁の連携を図った形で積極的に実施する。